

議案第 23 号

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 24 年 2 月 16 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

杉並区行政財産使用料条例（昭和 50 年杉並区条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2（2）杉並区立ゆうゆう高円寺北館の項中

「

〃	和室	32.1	700円	900円	700円
〃	洋室	45.0	1,000円	1,400円	1,000円
講座室	洋室	45.0	1,000円	1,400円	1,000円

を

」

「

〃	洋室 1	45.0	1,000円	1,400円	1,000円
〃	洋室 2	32.8	700円	900円	700円
〃	洋室一体使用	77.8	1,600円	2,100円	1,600円
講座室	洋室	45.0	1,000円	1,400円	1,000円

に改め、

」

同表（2）杉並区立ゆうゆう永福館の項中

「

集会室	和室	25.9	500円	700円	500円
〃	洋室	53.0	1,100円	1,500円	1,100円
多目的室	洋室	69.8	1,400円	1,800円	1,400円

を

」

「

集会室	洋室 1	53.0	1,100円	1,500円	1,100円
〃	洋室 2	30.7	700円	900円	700円
〃	洋室一体使用	83.7	1,800円	2,400円	1,800円
多目的室	洋室	69.8	1,400円	1,800円	1,400円

に改め、

」

同表（２）杉並区立ゆうゆう荻窪東館の項中

集会室	和室	29.8	500円	700円	500円
"	洋室	46.0	1,000円	1,400円	1,000円

を

集会室	洋室1	46.0	1,000円	1,400円	1,000円
"	洋室2	29.3	500円	700円	500円
"	洋室一体使用	75.3	1,500円	2,100円	1,500円

に改める。

附 則

- この条例は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の杉並区行政財産使用料条例別表第2（2）杉並区立ゆうゆう高円寺北館の項、杉並区立ゆうゆう永福館の項及び杉並区立ゆうゆう荻窪東館の項に規定する集会室の使用の許可に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

（提案理由）

ゆうゆう高円寺北館等の集会室の使用料を改定する等の必要がある。